

## 保険料の納め方

### ■年金から納める（特別徴収）

受給している年金が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合は、年金から保険料が差し引かれます。

4月[1期]	6月[2期]	8月[3期]	10月[4期]	12月[5期]	2月[6期]
仮徴収			本徴収		
当年度の年間保険料額が確定していないため、仮に計算された金額を納めていただきます。			確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた金額を、3回に分けて納めていただきます。		

※介護保険料を普通徴収で納めている場合、年度の途中で後期高齢者医療保険の資格を取得した場合、住所を変更した場合などは、特別徴収にならないことがあります。

※ご希望により、納付方法を口座振替に変更することができます。手続方法は、お住まいの市区町村の担当窓口へお問い合わせください。

### ■納付書や口座振替で納める（普通徴収）

特別徴収とならない方は、市区町村から送付される納付書や口座振替で、7月～3月の年9回に分けて納めていただきます。

納付月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別	[1期]	[2期]	[3期]	[4期]	[5期]	[6期]	[7期]	[8期]	[9期]

※口座振替の手続方法や開始月については、お住まいの市区町村の担当窓口へお問い合わせください。

※国民健康保険料（税）を口座振替で納めていた方も、あらためて手続きが必要となります。

### ●保険料の納付が困難な場合

特別な理由もなく保険料を滞納した場合は、通常の保険証より有効期間の短い短期被保険者証が交付される場合があります。保険料の納付が困難な場合は、市区町村の担当窓口へお早めにご相談ください。

## 後期高齢者医療保険料に関するお問い合わせ先一覧

市区町村	担当部署名	電話番号	市区町村	担当部署名	電話番号	
仙台市	青葉区	保険年金課	022-225-7211(代)	蔵王町	町民税務課	0224-33-3001
	宮城総合支所	保険年金課	022-392-2111(代)	七ヶ宿町	町民税務課	0224-37-2114
	宮城野区	保険年金課	022-291-2111(代)	大河原町	健康推進課	0224-51-8623
	若林区	保険年金課	022-282-1111(代)	村田町	税務課	0224-83-6403
	太白区	保険年金課	022-247-1111(代)	柴田町	健康推進課	0224-55-2114
	秋保総合支所	保健福祉課	022-399-2111(代)	川崎町	保健福祉課	0224-84-6008
	泉区	保険年金課	022-372-3111(代)	丸森町	町民税務課	0224-72-2116
		保険年金課	022-261-1111(代)	亘理町	健康推進課	0223-34-0501
	石巻市	保険年金課	0225-95-1111(代)	山元町	保健福祉課	0223-37-1113
塩竈市	保険年金課	022-355-6519	松島町	町民福祉課	022-354-5705	
気仙沼市	保険年金課	0226-22-6600(代)	七ヶ浜町	税務課	022-357-7452	
白石市	税務課	0224-22-1313	利府町	税務課	022-767-2117	
名取市	保険年金課	022-724-7105	大和町	税務課	022-345-1116	
角田市	税務課	0224-63-2114	大郷町	税務課	022-359-5505	
多賀城市	国保年金課	022-368-1141(代)	大衡村	税務課	022-341-8513	
岩沼市	税務課	0223-22-1111(代)	色麻町	町民生活課	0229-65-2156	
登米市	税務課	0220-22-2163	加美町	保健福祉課	0229-63-7872	
栗原市	健康推進課	0228-22-0370	涌谷町	税務課	0229-43-2114	
東松島市	税務課	0225-82-1111(代)	美里町	町民生活課	0229-33-2114	
大崎市	税務課	0229-23-5147	女川町	税務課	0225-54-3131(代)	
富谷市	税務課	022-358-3164	南三陸町	町民税務課	0226-46-1373	

宮城県後期高齢者医療広域連合 ☎022-266-1021 📠022-266-1031  
〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目2-3

## 後期高齢者医療保険料のお知らせ

### 保険料の決まり方

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じた「所得割額」を合計して個人ごとに賦課され、一人一人に納めていただきます。均等割額と所得割率は、2年ごとに見直しされ、都道府県ごとに決められます。

年度途中から加入した場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失した場合の喪失月分は計算されません。



### 令和2年度 保険料の計算方法

年間保険料額  
(限度額64万円)  
※100円未満切捨て

=

均等割額  
1人当たり  
42,240円

+

所得割額

賦課のもととなる所得<sup>[注]</sup> × 所得割率  
7.97%

[注] 「賦課のもととなる所得」とは、前年の総所得金額、山林所得金額、他の所得と区分して計算される所得の金額（退職所得以外の分離課税の所得金額、土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の金額）の合計から、基礎控除額33万円を控除した額です（ただし、繰越純損失額は控除されますが、繰越雑損失額は控除されません。）。

### ●「収入」と「所得」の違い

収入

所得税上の収入金額（一括して受け取る退職所得に係る収入金額を除く。）で、必要経費（公的年金等控除額や給与所得控除額等）を引く前の金額。

所得

収入から必要経費を引いた金額（保険料の計算には、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除などの所得控除は適用されません。）。

### 公的年金等所得額の計算方法（65歳以上の方）

公的年金等とは、国民年金、厚生年金、共済年金、恩給（普通恩給、一時恩給）などです。遺族年金、障害年金、増加恩給は対象になりません。

公的年金等収入額（年額）	公的年金等所得額
120万円以下	0円
120万円超～330万円未満	公的年金等収入額－120万円
330万円以上～410万円未満	公的年金等収入額×0.75－37万5千円
410万円以上～770万円未満	公的年金等収入額×0.85－78万5千円
770万円以上	公的年金等収入額×0.95－155万5千円

(例) 公的年金等収入額が180万円の場合 [計算式] 180万円－120万円＝60万円

## 宮城県後期高齢者医療広域連合

## 保険料軽減・減免制度

### 均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて「均等割額」が軽減されます。軽減割合は、**同一世帯内の被保険者および世帯主（被保険者でない方も含む。）**の所得金額の合計により判定されます。

#### ●均等割額の軽減対象判定基準

均等割額軽減割合	同一世帯内の被保険者および世帯主の所得の合計額	軽減後の均等割額（年額）
7.75割軽減	33万円以下の世帯	9,504円
7割軽減	33万円以下の世帯であって、世帯内被保険者全員の公的年金等収入額が80万円以下で、その他各種所得がない場合（赤字所得や対象の繰越損失額がある際は、それらを含んだ後の金額です。）	12,672円
5割軽減	33万円+(28.5万円×世帯の被保険者数)以下の世帯	21,120円
2割軽減	33万円+(52万円×世帯の被保険者数)以下の世帯	33,792円

#### ●均等割額の軽減判定時に使用される公的年金等所得額の算出方法（65歳以上の方）

$$\text{軽減判定時の公的年金等所得} = \text{公的年金等所得額} - \text{特別控除額15万円}$$

#### ●均等割額の軽減を判定する際の注意事項

- 軽減判定の基準日は毎年4月1日です。年度途中で資格を取得した場合は資格取得日が基準日です。
- 土地譲渡所得などの特別控除がある場合は、特別控除前の金額で判定されます（所得割額計算の際は、土地譲渡所得などの特別控除後の金額で算定されます。）。
- 専従者控除（給与）額について、専従主として専従者給与を支払った額は専従主の所得に含まれ、専従者給与を受け取った人の所得には含まれない金額で判定されます。
- 繰越純損失額および繰越雑損失額は、均等割額の軽減判定で控除対象となります。

### 会社の健康保険などの被扶養者であった方への軽減

後期高齢者医療制度加入前日において、会社の健康保険（国民健康保険、国民健康保険組合は除く。）などの被扶養者であった方は、当面の間、所得割額の負担がないほか、次のとおり均等割額が軽減されます。

**軽減割合** 加入から2年を経過する月まで均等割額5割軽減

- 平成30年3月31日までに被扶養者軽減の対象となった方は、令和2年度以降は対象となりません。平成30年4月1日以降に被扶養者軽減の対象となった方は、加入から2年を経過する月まで5割軽減となります。
- 低所得による均等割額軽減の対象となる方は、軽減割合の高い方が優先されます。
- 被扶養者軽減の終了後は、均等割額の軽減対象判定基準に基づいた軽減を受けることができます。

### 保険料の減免制度

次のような理由で保険料の納付が難しい方は、保険料の減免を受けられる場合があります。

- 災害で、住宅や家財に著しい損害を受けた場合
- 世帯主の死亡や失業などで、収入が著しく減少した場合

## 昨年度保険料均等割額が8割軽減または8.5割軽減の対象となっていた方へのお知らせ

※8割軽減：世帯内被保険者及び世帯主の軽減判定所得の合計額が33万円以下かつ世帯内被保険者全員の公的年金等収入額が80万円以下でその他各種所得がない方

※8.5割軽減：世帯内被保険者及び世帯主の軽減判定所得の合計額が33万円以下の方

これまで、法令上均等割額が7割軽減となる方には、世帯の所得状況に応じて、さらに上乗せして軽減が実施されてきましたが、**令和元年度から段階的に見直しを行っています。**今年度は、次のとおり均等割額の軽減割合が見直されます。

昨年度8割軽減の対象の方は、今年度7割軽減へ

→保険料均等割額が月平均690円から1,056円に変わります。

昨年度8.5割軽減の対象の方は、今年度7.75割軽減へ

→保険料均等割額が月平均518円から792円に変わります。

※令和2年度は、2年に一度の均等割額と所得割率が見直される年度となりますので、上記月平均の均等割額はその影響も加味したものとなっています。



### 保険料を年金からの特別徴収で納めている皆さまへ

保険料を年金からの特別徴収で納めている方の4・6・8月の徴収額（仮徴収）は直近2月と同額となり、年度後半の10・12・2月（本徴収）で年間保険料額と仮徴収額との差額を納めていただくため、**軽減割合が変わった影響は令和2年10月徴収分からとなります。**

#### ●特別徴収の例

令和元年度

軽減前 41,400円  
軽減後 6,200円（8.5割軽減）

900円	900円	900円	1,300円	1,100円	1,100円
4月	6月	8月	10月	12月	2月

令和2年度

軽減前 42,240円  
軽減後 9,500円（7.75割軽減）

1,100円	1,100円	1,100円	2,200円	2,000円	2,000円
4月	6月	8月	10月	12月	2月

### 介護保険料の負担軽減、年金生活者支援給付金の支給

昨年度に均等割額が8割軽減の対象だった方（平成30年度は9割軽減の対象だった方）は、介護保険料の負担軽減や年金生活者支援給付金の支給の対象となっています。（住民税課税者と同一世帯の場合は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は納付実績により異なります。）

**【お問い合わせ先】** ◆介護保険料軽減に関すること…お住まいの市区町村の介護保険料担当窓口  
◆年金生活者支援給付金に関すること…ねんきんダイヤル（0570-05-1165）

※8.5割軽減の対象だった方は、年金生活者支援給付金の支給対象とならないこと等を踏まえ、激変緩和の観点から、昨年度は8.5割軽減に据え置かれていましたが、令和2年度は7.75割軽減へと変わり、令和3年度からは7割軽減となります。